（別紙第３号－２様式）

原産品申告明細書

（日ＥＵ・ＥＰＡ）

|  |
| --- |
| 1. 仕入書の番号及び日付
 |
| ２. 原産品申請書における産品の番号 | ３. 産品の関税分類番号（いずれかにチェックを付すこと。）□1806.20　□1806.32　□1806.90 |
| ４. 適用する原産性の基準□Ａ（ＷＯ）　□Ｂ（ＰＥ）　□Ｃ（ＰＳＲ（１（ＣＴＣ）））　□Ｅ（ＤＭＩ） |
| ５. 上記４.で適用した原産性の基準を満たすこと及び原産地についての説明 |
| ６. 上記５．の説明に係る証拠書類の保有者□生産者（製造事業者）　□輸出者　□輸入者 |
| ７. その他の特記事項 |
| ８. 添付書面　（１）供給者証明　（２）原材料の仕入書又は供給者との契約書　（３）製造証明（原料投入記録と製品の製造記録を包含したもの） |

作成者

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

注１：「４. 適用する原産性の基準」欄のＡ(ＷＯ)は完全生産品、Ｂ(ＰＥ)は原産材料のみから生産される産品、Ｃ(ＰＳＲ)は実質的変更基準を満たす産品、１（ＣＴＣ）は関税分類変更基準、Ｅ(ＤＭＩ)は僅少の非原産材料又は許容限度をいう。

注２：日英・ＥＰＡに基づく申告を行う場合は、「日ＥＵ・ＥＰＡ」を「日英・ＥＰＡ」に読み替えるものとする。

記載注意：

１．「２.原産品申告書における産品の番号」欄には、原産品申告書の「産品の概要」における産品の欄の番号を記載すること。

２．「４．適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付すこと。

３．「５．上記４.で適用した原産性の基準を満たすことの説明」欄には、適用する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる、以下のような事実を記載するとともに、原産地は、砂糖の原料作物が生産された国及び当該原料作物を用いて砂糖を製造した国を記載。

* 完全生産品：当該産品が、適用する協定において完全に得られた産品であることを確認できる事実。
* 原産材料のみから完全に生産される産品：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が適用する協定上の原産品であることを確認できる事実。

関税分類変更基準：すべての非原産材料の関税率表番号を記載。